

佐那河内村農業集落排水事業経営戦略

団 体 名	佐那河内村
事 業 名	農業集落排水事業
策 定 日	令和 8 年 3 月
計 画 期 間	令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成5年度 (R8年度=34年目)	法道(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	令和6年度から一部適用
処理区域内人口密度	6.3人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処 理 区 数	4処理区	当初の6処理区から再編 概要：H28 ①根郷+寺谷 → 高樋 ②宮前+仁井田 → 宮前	
処 理 場 数	4処理場	当初の6処理場から再編 概要：H28 ①根郷+寺谷 → 高樋 ②宮前+仁井田 → 宮前	
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	広域化：未実施	共同化：未実施	最適化：処理区、処理場の統廃合 (H28)

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
 「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
 「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	①基本料金 月額520円							
	②人員割(月額)							
	人員	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	
	し尿雑排水	1,570円	2,720円	3,350円	3,870円	3,970円	4,080円	
	雑排水のみ	520円	1,100円	1,360円	1,620円	1,670円	1,720円	
	③業務用(飲食店等)については、営業区分により、 月額3,140円、2,090円、1,040円を加算する。							
業務用使用料体系の 概要・考え方	①基本料金 月額520円							
	②人員割(月額)							
	人員	1~10人	11~20人	21~40人	41~60人	61~100人	101人以上	
	使用料	4,710円	8,900円	15,190円	30,900円	51,850円	62,320円	
その他の使用料体系の 概要・考え方	集落集会所等 月額520円							
	条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度	3,870 円		実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度	3,125 円	
		令和5年度	3,870 円			令和5年度	3,143 円	
		令和6年度	3,870 円			令和6年度	3,116 円	

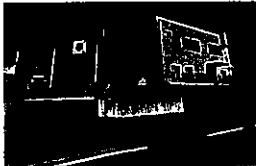

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	浄化槽技術管理者 1名 (同) 補佐 1名
事業運営組織	R6.4~ 業務執行体制の強化 (担当者を2名に増員してダブルアサインメント方式に変更) R8.2~ 業務執行体制の強化 (浄化槽技術管理者※1を内部職員とする体制に変更) ※1 浄化槽技術管理者 処理場、管路の維持管理について決定権を持つ。 施設管理 浄化槽管理者(村長)ー浄化槽技術管理者(担当職員のうち有資格者) 会計事務 企業管理者(村長)ー企業出納員ー補助者(担当職員)

(2) 民間活力の活用等

<p>民間活用の状況</p>	<p>ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)</p> <p>イ 指定管理者制度</p> <p>ウ PPP・PFI</p>	<p>処理場の保守点検、清掃の実施者：民間委託 // の統括者：浄化槽技術管理者（職員） ※ 浄化槽法第10条第2項関係、環境対376号通知の通り</p>
<p>資産活用の状況</p>	<p>ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4</p> <p>イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5</p>	<p>処理場の壁面などを活用した有料広告事業の実現に向け取り組んでいる。</p> <p>宮前処理場（国道438号線沿）</p>  <p>高槻処理場（国道438号線沿）</p> 

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

<ul style="list-style-type: none"> ・処理区域内6人/haという人口密度は、家をパイプでつないで汚水をまとめて処理する集合処理の損益分岐点をはるかに下回っている値で、過疎地においては、一般会計から事業費を補てんしなければいけない。 ・このことは、本事業の経費回収率がR6決算値で52.6%と低く、全国の集排事業の平均も大体50%台となっていることから、明らかである。 ・集排事業は、公衆衛生の改善需要やバブル後の景気のカンフル剤として、本来は個別処理が適しているはずの地域であっても国策により広まったものである。 ・そこに人口減少や老朽化が加わり、今日にいたっては、処理場は「大きすぎる」、管路は「長すぎる」、処理場・管路とも「古すぎる」という潜在的な問題が令和6年度決算の経営指標にも現れている。 ・経費回収率については、全国類似団体、近隣類似団体との比較に基づいて、使用料の見直しを判断する必要があるが、現行使用料は全国平均かそれ以上の額となっており、値上げの余地に乏しい。 ・施設利用率については、4割近くが遊休施設となっていることを示しており、いずれかの処理場の廃止を検討する余地があるが、他との統合には管路の延長や処理能力の増強が必要となるため、慎重に検討する必要がある。 ・有形固定資産減価償却率については、4割近くが耐用年数切れとなっている。実地で状態を精査して対応する「状況監視型予防保全」で対応していく。 ・以上の指標から、「人口減少」と「老朽化」への対応が課題であると言える。 ・これらの課題への対応として、支出の抑制、人口推計にあわせた「最適化」の検討、状況監視型予防保全、災害レジリエンス強化のためのBCP策定に取り組んでいく。 ・また、地方公営企業法に認められた義務的な補てん(=「一般会計負担金」)は規律を守って運用するものとし、任意的な補てん(=「一般会計補助金」)は将来的に不要となるよう取り組んでいく。 ・これらの取り組みには、組織内部から主体的に動いていく「人材」が必要不可欠であるが不足しているため、「課題解決型組織」を目指して人材開発にも取り組む。
--

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

年	人口
2025	1,829
2030	1,620
2035	1,416
2040	1,212
2045	1,036
2050	877

人口減少率 2.256%/年

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(令和5年推計)

(2) 有収水量の予測

(1) に示す人口減少に比例して減少すると見込んでいる。

(3) 使用料収入の見通し

(1) に示す人口減少に比例して減少すると見込んでいる。

(4) 施設の見通し

嵯峨処理場	合併浄化槽への転換による集排施設の廃止に全国で初めて至った静岡県南伊豆町の事例なども参考にしつつ、嵯峨地区汚水処理場の最適整備構想や維持管理適正化計画(R7策定)を精査し、最適化に向けた庁内協議を進める。
宮前処理場	最適整備構想や維持管理適正化計画の策定に着手し、最適化の検討を進める。
中辺処理場	
高樋処理場	

(5) 組織の見通し

人口減少や高齢化への対応に主体的に取り組むことができる浄化槽技術管理者等の人材を複数育成し、課題解決型組織を確立する。

3. 経営の基本方針

基本方針1

人口減少に対応した最適化に取り組む

基本方針2

一般会計補助金の廃止に向け、支出抑制に取り組む

基本方針3

南海トラフ地震の際に高い確率で「陸の孤島」となることを見据え、

老朽化した汚水処理施設の災害レジリエンス向上（予防保全、BCP策定）に取り組む

基本方針4

基本方針1～3を軸とする経営戦略の実現や将来の課題解決に自ら取り組むことができる知識、

技術、意欲を備えた人材を確保するため、汚水処理・機械・電気・企業会計の各分野について、

OJT/Off-JTの両面から人材開発に取り組む

4. 投資・財政計画(収支計画)

- (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり
 (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明
 ① 収支計画のうち投資についての説明

汚水処理人口普及率は100%であり、改定時点において、投資のフェーズではなく、維持管理のフェーズに入っている。投資については、実地での精査を踏まえたうえで、維持管理のための最小限とし、維持管理の次のフェーズである、集合処理から個別処理への転換のフェーズに備えた検討や維持管理適正化計画など各種計画の策定を3条予算の範囲で進める。

② 収支計画のうち財源についての説明

使用料は年々減少すると見込んでいる。一般会計補助金は将来的に不要となるよう取り組む。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	-
職員給与費に関する事項	-
動力費に関する事項	-
薬品費に関する事項	-
修繕費に関する事項	-
委託費に関する事項	すでに直営化した管路の維持管理業務や公営企業法関連業務は直営を維持し、これ以上委託料が上がらないよう取り組む。
その他の取組	人材開発のための必要な研修費を躊躇なく計上し、新たな技術管理者の育成に急ピッチで取り組む。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	嵯峨	合併浄化槽への転換による集排施設の廃止に全国で初めて至った静岡県南伊豆町の事例なども参考にしつつ、嵯峨地区汚水処理場の最適整備構想や維持管理適正化計画(R7策定)を精査し、最適化に向けた庁内協議を進める。
投資の平準化に関する事項		当面、既存施設・管路への投資は、実地での精査を踏まえたうえで、維持管理のための最小限に抑える。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)		効果的かつ効率的な運営を可能とする事業委託の手法等があれば積極的に活用することを検討する。
その他の取組		

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	
資産活用による収入増加の取組について	未利用土地・施設等の利活用や未利用エネルギーの利用等の施策を積極的に検討し、財源の拡大を図る。
その他の取組	一般会計からの繰入金、例年計上している科目についてのみ積み上げる。ただし、これまでになかった臨時的な経費については、都度、一般会計担当者と協議し決める。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	効果的かつ効率的な運営を可能とする事業委託の手法等があれば積極的に活用することを検討する。
職員給与費に関する事項	技術管理者分は使用料、技術管理者補佐分は繰入金を財源としているため、使用料の財源不足は、技術管理者の号給と比例関係となっている。そのため、より号給の低い技術管理者の育成ができれば、漸次、施設毎に交代していくものとする。
動力費に関する事項	エネルギー単価の高騰はやむを得ないため、設備の老朽化とエネルギーロスの状況を把握し、エネルギー消費量の削減に努める。
薬品費に関する事項	薬品の性質や用途を十分に理解したうえで、積極的に経費削減に努める。
修繕費に関する事項	保守点検、予防保全、応急処置、修繕の必要性の判断、修繕内容、直営か外注かなど、様々な段階において習熟が必要であり、未習熟の場合は外注費がかさみ経営を圧迫するため、新たな技術管理者の育成に急ピッチで取り組む。
委託費に関する事項	直営化が可能なものは検討を進める。すでに直営化した管路の維持管理業務や公営企業法関連業務は直営を維持する。施設の維持管理業務は、作業内容や作業時間を見直し、委託費の削減に努める。
その他の取組	-

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	改定後は随時PDCAサイクルを回し、決算ごとに改定するものとする。
---------------------	-----------------------------------

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円)

区分	年度	R6 (決算)	R7 (決算)	R8 (決算)	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
資本的収支	1. 企業	5,600											
	うち資本費平準化債												
	2. 他会計出資金												
	3. 他会計補助金												
	4. 他会計負担金	91,241	82,322	79,481	73,364	51,398	44,283	35,837	29,651	23,233	16,614	5,419	2,823
	5. 他会計借入金												
	6. 国(都道府県)補助金	140											
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工事負担金												
9. その他													
計	(A)	96,981	82,322	79,481	73,364	51,398	44,283	35,837	29,651	23,233	16,614	5,419	2,823
(A)のうち翌年度へ繰り越	(B)												
さ	(C)	96,981	82,322	79,481	73,364	51,398	44,283	35,837	29,651	23,233	16,614	5,419	2,823
1. 建設改良費		8,025											
2. 企業債償還金		88,326	82,322	79,481	73,364	51,398	44,283	35,837	29,651	23,233	16,614	5,419	2,823
3. 他会計長期借入返還金													
4. 他会計への支出金													
5. その他			4,000										
計	(D)	96,351	86,322	79,481	73,364	51,398	44,283	35,837	29,651	23,233	16,614	5,419	2,823
資本的収入額が資本的支出額に	(E)	△ 630	4,000										
不足する額													
補填財源													
1. 損益勘定留保資金													
2. 利益剰余金処分額													
3. 繰越工事資金													
4. その他			4,000										
計	(F)		4,000										
補填財源不足額	(E)-(F)	△ 630											
他会計借入金残高	(G)												
企業債残高	(H)	452,406	370,084	290,603	217,239	165,841	121,558	85,721	56,070	32,837	16,223	10,804	7,981

(単位:千円)

区分	年度	R6 (決算)	R7 (決算)	R8 (決算)	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
〇他会計繰入金	収益的収支分	33,872	37,326	35,449	33,631	32,049	30,830	29,743	28,801	27,945	27,196	26,546	26,073
	うち基準内繰入金	33,872	36,210	30,894	29,531	28,405	27,641	27,010	26,524	26,123	25,830	25,635	25,617
	うち基準外繰入金		1,116	4,555	4,100	3,644	3,189	3,189	2,733	2,278	1,822	1,367	911
資本的収支分		88,326	82,322	79,481	73,364	51,398	44,283	35,837	29,651	23,233	16,614	5,419	2,823
	うち基準内繰入金	88,326	82,322	79,481	73,364	51,398	44,283	35,837	29,651	23,233	16,614	5,419	2,823
	うち基準外繰入金												
合計		122,198	119,648	114,930	106,995	83,447	75,113	65,580	58,452	51,178	43,810	31,965	28,896